

鳥取県公報

目次

- ◇規則 岩美及び西伯地方事務所長である鳥取県事務吏員委任事項の一部を改正する規則
- ◇訓令 地方事務所専決事務規程の一部改正
- ◇告示 県管干拓提防事業委託要項
土地の公用廃止
森林区施業計画外一件の公表について
- ◇教委告示 臨時教育委員会の開催
教育職員免許状の授与
- ◇正誤 昭和二十七年十一月十三日鳥取県公報号外
中訂正

規則

岩美及び西伯地方事務所長である鳥取県事務吏員委任事項の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和二十七年十一月二十八日

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県知事 西尾愛治

鳥取県規程第九十二号

岩美及び西伯地方事務所長である鳥取県事務吏員委任事項の一部を改正する規則

岩美及び西伯地方事務所長である鳥取県事務吏員委任事項（昭和二十六年十月鳥取県規則第六十六号）の一部を次のように改正する。

鳥取市に係る左の事項及び米子市に係る左の事項中

「一、農地、採草地、放牧地の移動統制の許可に関すること（但し農調法第七條による自作農創設維持事業のもの、売渡保留の国有地及び潰廢面積五千坪以上のものを除く）一、農地等の潰廢許可に関すること（但し農調法第七條の自作農創設維持事業のもの、売渡保留の国有地及び五千坪以上のものを除く）一、使用権設定協議中の土地施設等の現況変更の例外許可に関すること」を削る。

附則

この規則は公布の日から施行する。

訓令

鳥取県訓令第二十五号

序中一般
地方事務所

地方事務所専決事務規程（昭和二十六年十月鳥取県訓令甲第十七号）の一部を次のように改正する。

昭和二十七年十一月二十八日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

第一條 所長専決事項中「一、農地、採草地、放牧地の移動統制の許可に關すること（但し農調法第七條による自作農創設維持事業のもの、売渡保留の国有地及び潰廢面積五千坪以上のものを除く）（農調法四同法令二）一、農地等の潰廢許可に關すること（但し農調法第七條の自作農創設維持事業のもの、売渡保留の国有地及び五千坪以上のものを除く）（農調法六同法令五）一、使用權設定協議中の土地施設等の現況変更の例外許可に關すること（農調法一四）」を削り、「一、農業共済組

合の理事、監事、清算人の異動に關すること（同一〇）」の次に次の一号を加える。

一、農地又は採草放牧地の使用収益を目的とする権利の移動許可に關すること（但し農地法第七十八條によつて農林大臣の管理する国有地及び農地以外のものにするため又は採草放牧地を採草放牧地以外のもの（農地を除く）にするため権利の移動許可に關するものを除く）（農地法三）

附 則

この規程は公布の日から施行する。

告 示

鳥取県告示第五百四十九号

県営干拓堤防事業委託要項を次のように定める。

昭和二十七年十一月二十八日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

県営干拓堤防補強及び補修事業委託要項

第一條 干拓堤防補強及び補修事業の委託については、

この要項の定めるところによる。

第二條 この要項において「干拓堤防」とは、背後農地を直接外水から保護する堤防、樋門及びその附帯施設（揚水機は含まない。）等を、「補強事業」とは、干拓堤防の施設が全面的に弱体化して、危険な状態にある場合又はその機能を完全に發揮し得ない場合の増築工事を、「補修事業」とは、補強に至らない程度の局部的の修築、改良工事をいう。

第三條 第一條に掲げる事業の委託を受けたもの（以下「受託者」という。）は、その事業費のうち、次に掲げる割合により、その事業費を負担しなければならぬ。但し、県より交付する委託費が、事業費と受託者の負担すべき事業費との差額を越えるときは、事業費から委託費を差し引いた金額を負担すればよい。

一、堤防補強事業については、その事業費の三分の一
二、堤防補修事業については、その事業費の三分の二
第四條 この要項により委託を受けることのできるものは、次に掲げるものとする。

一、市町村（事務組合を含む。）

二、土地改良区及び同連合会

三、農業協同組合及び同連合会

四、その他知事が適当と認めるもの

第五條 第一條に掲げる事業の委託を受けようとするものは、申請書（様式第一号）に次の書類を添えて知事に提出しなければならない。

一、事業計画書（様式第二号）

二、事業収支予算書（様式第三号）

三、その他知事が必要と認める書類

第六條 前條の規定により申請した事業の委託を受けた者は、遅滞なく請書（様式第四号）を知事に提出しなければならぬ。

2 知事は、必要があると認めるときは、受託者に対し委託した事業につき計画の変更その他必要な事項を指示することができる。

第七條 前條の規定により、請書を提出したものが、第五條及び前條第二項の規定により提出した書類の内容を

変更しようとするときは、その理由を附して、知事の承認を受けなければならない。

第八條 受託者は、工事に着手したときは、工事着手届（様式第五号）、工事を終了したときは工事しゅん工届（様式第六号）を遅滞なく知事に提出しなければならない。

第九條 受託者は、工事しゅん工後委託費を請求しようとするときは、請求書（様式第七号）に事業成績書（様式第八号）及び收支精算書（様式第九号）を添えて知事に提出しなければならない。

2 前項の委託費は、工事及び会計について実地検査をした上で交付する。

第十條 受託者は、工事でき型部分に相当する委託費を請求しようとするときは、仮渡願（様式第十号）を提出して検査を受けた後、前條の請求書「七」を知事に提出しなければならない。

第十一條 受託者は、年度終了後遅滞なく收支決算書（様式第十二号）を知事に提出しなければならない。

第十二條 受託者は、事業の状況、費用の收支、その他事業施行上必要な書類及び帳簿を備えておかなければならない。

第十三條 知事は、委託費を受ける者に対して、関係職員に書類、会計、物件、工事等を検査させ、指導監督上必要な処置をとらせることができる。

第十四條 知事は、受託者が次の各号の一に該当するときは、事業の委託を取り消し、又はすでに交付した委託費の全部若しくは一部を返還させることができる。

一、この要項に違反したとき又は不正の事実があると認められたとき

二、事業の施行方法が不相当であるとき

三、事業計画書の記載事項が事実と著しく相違するとき

四、支出額が予算額に比し減少したとき

五、工事の停止、廃止によつてしゅん工の見込がないと認められたとき

第十五條 この要項により知事に提出する書類は、すべ

て所轄地方事務所長を経由しなければならない。

附 則

この要項は、昭和二十七年事業から適用する。

様式第一号 県営干拓堤防補強（補修）事業委託申請書

このたび干拓堤防事業委託要項により干拓堤防補強（補修）事業の執行を委託願いたいので関係書類を添えて申請いたします。

年 月 日 申請人 住所 氏 名 印

鳥取県知事氏名殿

様式第二号 事業計画書

一、地区別調書

着手年度	本年	同上	負担区分	材	効	果
地区名	本年度	本年度	市町村その他	土木改築	良減防	
受益面積	延長期	委託費	補助金	算換	()	計
延長業務	託費	助金	他	算換	()	計
摘要						

(註) 本調書は当該年度分についてのみ記載すること。

- 二、設計書
- 地区名
 - 地区の所在地
 - 現況
 - 事業計画
 - 事業開始及び終了時期
 - 事業量及び事業費

区 分	総 額			
	前年度まで	本年度	翌年度	以降
(7) 資材及び労務	事業量	円	円	円
	事業費	円	円	円
備考				

臨時教育委員会を次のとおり開催する。

昭和二十七年十一月二十八日

教育委員会委員長 伊佐田甚藏

一、日時 昭和二十七年十一月二十九日(土)午後三時

一、場所 教育委員会々議室

鳥取県教育委員会告示第三十八号

次の者に対し昭和二十七年十一月十二日教育職員免許状を授与した。

昭和二十七年十一月二十八日

鳥取県教育委員会

記

免許状の種類	番号	氏名	生年月日	本籍	地
幼稚園教諭二級普通	昭二七幼二普 第四八号	安藤 哲子	明三九、八、三〇	鳥取県鳥取市川端一丁目六四	
小学校教諭二級普通	昭二七小二普 第九七号	川瀬 富子	大六、七、二〇	兵庫県養父郡伊佐村伊佐	
"	九八	山根 治郎	昭六、六、二九	鳥取県鳥取市浜坂四六二	
"	九九	徳永 好三	六、八、二五	気高郡明治村大字楨原三三一	
"	一〇〇	地原 輝雄	六、一二、一一	浜村町大字八幡二一〇	
"	一〇一	加藤 明	六、八、四	西伯郡境町中町六四	
小学校教諭一級普通	昭二七小一普 第一二二号	後藤 文市	明四四、一一、一	淀江町大字西原六八八	
"	一二三	永美 喜雄	四三、一、二四	岩美郡浦富町大字浦富一七五六	
"	一二四	河辺 清	四〇、七、二〇	八頭郡河原町大字袋河原二〇八	

中学校教諭(国、家)	二級普通	昭二七中二普 第一三七号	川瀬 富子 <th>大六、七、二〇 <th>兵庫県養父郡伊佐村伊佐 </th></th>	大六、七、二〇 <th>兵庫県養父郡伊佐村伊佐 </th>	兵庫県養父郡伊佐村伊佐
" (国)	一五二	田中 義広	明三八、九、二八	鳥取県気高郡大正村大字古海四〇〇ノ一	
" (職、職実)	一五三	家森 常善	四〇、一二、二	東伯郡下郷村大字三保一五三	
" (社)	一五四	倉持 宗敦	大二〇、一一、二六	八頭郡散岐村大字水根五三〇	
" (国、英)	一五五	渡辺 定明	昭五、二、五	気高郡豊実村大字大塚二八二	
" (英、社)	一五六	栗原 正久	六、九、一四	東伯郡上小鴨村大字鴨河内	
" (国)	一五七	田中 嘉顯	四、七、一九	鳥取市立川町四丁目一七七	
" (職、理)	一五八	高田 利男	大六、六、一	千葉県印旛郡八街町八街八〇三一	
中学校教諭(国、社)	昭二七中一普 第一七五号	永美 喜雄	明四三、一、二四	鳥取県岩美郡浦富町大字浦富一七五六	
高等学校助(保体)	昭二七高助 第三一十号	井垣 玲子	昭四、九、二七	東伯郡旭村大字下谷一八七	
高等学校教(工)	昭二七高普 第六一十号	足立 永	大一一、五、二五	西伯郡上道村六八二	
論二級普通	六二	來海とみゑ	明三四、三、二四	米子市道笑町四丁目一二九	
" (英、商)	六三	高木 兼晴	昭四、二、六	鳥取市中町三八	
" (農、理)	六四	高田 利男	大六、六、一	千葉県印旛郡八街町八街八〇三一	
高等学校教(書)	昭二七高一普 第五四号	大淵 晴雄	明四二、三、一五	鳥取県八頭郡安部村大字日下部二二一	

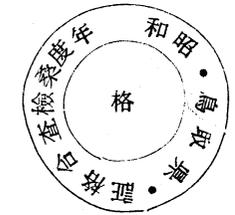
校長二級普通 昭二七校二普第二号 尾崎 秀夫 // 三七、八、三 // 東伯郡浅津村大字下浅津一四九
 高等学校教(社、英)昭二六高二普 米山 博章 大六、二、一一 // 鳥取市江崎町二七
 諭二級普通 第三九九号

正 誤

昭和二十七年十一月十三日鳥取県公報号外中誤植があるので、次のとおり訂正する。

頁 段 誤 正

八 下



和四年四月 第三種郵便物認可

行日火、金

印 發
刷 行 鳥 取 縣 鳥 取 市 東 町 取 縣 刷 所
鳥 取 縣 鳥 取 市 東 町 取 縣 刷 所